

地域指定年度	平成19年度	
計画策定年度	平成21年度	
計画見直し年度	平成24年度	平成30年度
	平成25年度	令和元年度
	平成26年度	令和2年度
	平成27年度	令和3年度
	平成28年度	令和4年度
	平成29年度	令和5年度

## 甲州農業振興地域整備計画書

令和6年3月

山梨県 甲州市



# 目 次

<b>第1 農用地利用計画</b> .....	<b>1</b>
1 土地利用区分の方向	
(1) 土地利用の方向	
ア 土地利用の構想	
イ 農用地区域の設定方針	
(2) 農業上の土地利用の方向	
ア 農用地等利用の方針	
イ 用途区分の構想	
ウ 特別な用途区分の構想	
2 農用地利用計画	
<b>第2 農業生産基盤の整備開発計画</b> .....	<b>14</b>
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	
2 農業生産基盤整備開発計画	
3 森林の整備その他林業の振興との関連	
4 他事業との関連	
<b>第3 農用地の保全計画</b> .....	<b>19</b>
1 農用地等の保全の方向	
2 農用地等保全整備計画	
3 農用地等の保全のための活動	
4 森林の整備その他林業の振興との関連	
<b>第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画</b> .....	<b>22</b>
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	
3 森林の整備その他林業の振興との関連	

<b>第5 農業近代化施設の整備の方向</b>	.....	<b>26</b>
1 農業近代化施設の整備の方向		
2 農業近代化施設整備計画		
3 森林の整備その他林業の振興との関連		
<b>第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画</b>	.....	<b>28</b>
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向		
2 農業就業者育成・確保施設整備計画		
3 農業を担うべき者のための支援活動		
4 森林の整備その他林業振興との関連		
<b>第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画</b>	.....	<b>30</b>
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標		
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策		
3 農業従事者就業促進施設		
4 森林の整備その他林業の振興との関連		
<b>第8 生活環境施設の整備計画</b>	.....	<b>33</b>
1 生活環境施設の整備の目的		
2 生活環境施設整備計画		
3 森林の整備その他林業の振興との関連		
4 その他の施設の整備に係る事業との関連		
<b>第9 付図</b>	.....	<b>35</b>
1 土地利用計画図（付図第1号）		
2 農業生産基盤整備開発計画図（付図第2号）		
3 農用地等保全整備計画図（付図第3号）		
4 農業近代化施設整備計画図（付図第4号）		
<b>別記 農用地利用計画</b>		
(1) 農用地区域		
ア 現況農用地等に係る農用地区域		
イ 現況森林、原野等に係る農用地区域		
(2) 用途区分		

# 第1 農用地利用計画

## 1. 土地利用区分の方向

### (1) 土地利用の方向

#### ア 土地利用の構想

本市は、平成17年11月、旧塩山市、勝沼町、大和村の合併により誕生し、甲府盆地の北東部に位置している。西部から南部にかけては山梨市・笛吹市、東部は大月市、北都留郡丹波山村・小菅村、北部は埼玉県秩父市に接しており、都心から約100km圏内にある。

本市の人口は、平成27年現在（国勢調査）31,671人、世帯数は11,389世帯であり、人口は減少傾向にある。今後も少子高齢化を背景として、人口増加は期待できず、同様な傾向が続くと考えられる。平成32年の見通しは、総人口約29.3千人、総世帯数約11.1千世帯と推計している。

市の総面積は26,411haであり、そのうち森林が8割を占め、北部では秩父多摩甲斐国立公園に指定された山々をはじめ、清らかな水の流れる溪谷、河川等豊かな自然環境に恵まれている。南部では、山岳部と平たん部との間に重川、日川及びその支流によって形成された複合扇状地が広がり、ぶどうやもも等の果樹園が個性豊かな景観を形成するとともに、市街地と山間部に散在する集落では多様な生活圏が形成されている。本市の農業振興地域は、塩山駅を中心に形成される都市計画区域内用途地域及び北東部の秩父多摩甲斐国立公園特別保護地区等を除いた17,072haに設定されている。耕地は標高350～800mの間に開けており、気候は内陸型で年間平均降水量は1080.9mm程度、降水日数は年平均98.6日前後、また年間平均気温は13.8℃である。

本地域では豊かな自然と恵まれた気候・風土を活かし、ぶどう、もも、すもも、おうとうなどの果樹栽培を中心とした農業が基幹産業となっており、品質、生産量とも「フルーツ王国山梨」における代表的な果樹産地となっている。また、代表的な特産物であるワイン、ころ柿などの加工品、ワインを給与して育てる銘柄豚肉「ワイントン」や、通年に及ぶ観光果実園、四季折々の美しさを見せる果樹園の景観は、日本農業遺産に認定された峡東地域を構成する本市にとって、貴重な地域資源となっている。

今後はこうした地域農業特性の上にならって、新・やまなし農業大綱との整合を図り、意欲のある農家や新規就農希望者に対する支援策を充実させ、担い手の育成・確保に努めるとともに、時代の要請に即した品質向上の取り組みや日本農業遺産の認定を生かしたブランド化を促進するため、フルーツ山梨農業協同組合などの関係機関と連携しながら高品質なぶどう・もも・すもも等の生産技術を普及し、持続的な農業経営体の育成を図る。

平成17年の新市誕生にあたり、まちづくりの将来像を「豊かな自然 歴史と文化に彩られ

た 果樹園交流のまち 甲州市」と定め、平成30年に策定した「第2次甲州市総合計画」において市が目指す10年先の将来像とそれを実現するための基本目標及び施策を定めている。

本総合計画では、土地利用の基本方向として利用区分別に、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、住宅、市街地、その他としてそれぞれ方向性を掲げており、農用地については「優良な果樹園や農用地を保全する仕組みを強化」、「市街地内農用地や無秩序な宅地化が進行する農用地の見直しを図る」、「果樹園風景を守るため景観を乱す土地利用のコントロールを検討する」、「観光資源との連携や都市との交流を促進する」の4つの方向性を掲げている。

農業振興地域整備計画においても、これらの4つの方向性を踏まえながら、農用地の確保・保全を推進するとともに、地域の振興に必要な農業以外の様々な土地需要との調整に留意しながら、秩序ある土地利用を図る。農用地に介在または隣接する農業用施設用地については、農用地の集団性を維持するために重要な役割を有していることから、当該農用地と一体的に保全する必要があり、農業用施設用地として確保する。

さらに、総合計画における果樹・農林業のめざす施策の方向として、「高品質な果樹の生産と農業遺産認定を生かしたブランド化の促進」、「観光農園や農業体験など交流産業としての農業経営の推進」、「歴史と文化に彩られた果樹園交流のまちとして農業の競争力の向上」を掲げている。

これらを実現するための取り組みとして、認定農業者制度の活用や農地の集積による規模の拡大、農作業受委託の促進等を通じた後継者の育成確保対策の推進、定年退職後の帰農やIターン・Uターン者による新規就農者の育成・確保、企業の農業参入促進、中山間地域等直接支払制度・多面的機能支払交付金等を活用することにより、農地や水路等の保全管理と農村環境の保全向上の支援を図る。

加えて、関係機関・団体との連携のもと、富士の国やまなしの逸品農産物認証制度の推奨など日本農業遺産認定を生かしたブランド化の推進、日本ブドウ産地協議会による「果物の輸出」支援への取り組み、江戸時代幕府へ上納していた甘草栽培の耕作放棄地を活用した復活、観光・交流事業との連携による農業の活性化に向けたグリーンツーリズムや農業体験、市民農園等の取り組みの促進を行う。

また、農地法に基づく遊休農地に関する措置や荒廃農地の発生、解消状況に関する調査の適切な運用によって耕作放棄地の発生抑制と再生活用を図るとともに、農地中間管理事業を利用した認定農業者等を中心とする担い手への農地の利用集積、栽培品目の組合せや品種の選定、販路の開拓等による経営面積の拡大を進め優良農地の確保に努める。そして、農地確保の手法の一つとして、混住化が進展している地域での市民農園の開設や学校教育と連携した農業体験、都市と農村の交流の場として観光農園などの活用を推進する。

このような農業生産を展開するうえで基盤となる優良農用地の確保を基本として、引き続き農村地域の秩序ある土地利用を推進するとともに、担い手の確保・育成を図り、地域の成り立ちや風土などを考慮して、塩山地区、勝沼地区、大和地区の三地区に大別して農業振興を計画

的に進めていく。

塩山地区は、地区南西部の山梨市との境界から大菩薩のふもとまで標高差が500m以上もあり、その差を利用して同一作目同一品種であっても収穫期をずらせる利点があり、農業経営の幅が広げられる効果があるため、生産性の高い果樹の一大産地として大消費地である首都圏等への供給基地の役割を果たしている。

しかし、中山間地である神金、玉宮、大藤、松里地域を中心に、担い手不足や耕作放棄地の増加という問題が生じている。

このような問題の解決に向け、農地中間管理事業などを活用し、耕作放棄地の新たな発生を抑制するとともに、栽培品種の選定や機械化・施設農業の導入等による経営面積の拡大、農道、水路、ほ場整備事業など基盤整備を積極的に行い、優良農用地の確保に努める。

勝沼地区においては、ぶどう栽培が盛んで、生食用だけではなく醸造用ぶどうも生産されており、「勝沼ぶどう郷」として有名な産地となっており、ワイン醸造産業も盛んで多数の醸造工場が立地し、ぶどうを基幹とした農業と醸造業、さらに観光農業との調和のとれた展開が図られてきた。

その一方で、外国産農産物やワインの輸入増加などにより、ぶどう生産量が減少しつつあり、これに伴って特に中山間地域の深沢、菱山地域の一部においては、耕作放棄地の増加が見られるようになってきている。

このため、今後とも「ぶどうとワインのまち」をスローガンにぶどう産業の振興を図っていくこととし、山付については、作業性、品種特性の観点から醸造専用種を中心とした栽培を、また平坦地については、市場集荷及び直売を目指した高品質の生食用ぶどうを中心とした栽培を推進し、土地の有効活用を図っていく。

さらに、ぶどうの省力化技術の導入や、ITの導入による経営形態の改善、後継者育成の促進、担い手対策、樹園地整備、低コスト生産体制の強化を図るとともに、農道、水路、ほ場整備などの基盤整備を導入し、農用地の減少や耕作放棄地の増加に歯止めをかけ、農用地の確保を図る。

大和地区においては、山間地特有の傾斜がある農用地が多いが、気候条件や農用地が標高450m～1,100mの間に点在するといった利点を生かすことによって、生産性の高い果樹栽培や野菜、花き、きのこ等を組み合わせた複合経営を展開してきた。さらには道の駅甲斐大和を拠点として、特産のそばを中心に農産物と観光を結びつけた観光農業も展開している。

しかし近年、農業従事者の高齢化、後継者の地区外流出が重なり、耕作放棄地の増加が見られるようになってきている。

このため、地区の地形や労働力にあった作物・作型の導入を進めるとともに、農道、水路、ほ場整備などの基盤整備を導入し、既存の温泉施設、レジャー施設、道の駅等の観光拠点施設を活用した観光農業、産地直売等を取り入れた農業の振興を図る。

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (H29年)	2,219.5	13.0	6.5	0.0	11,981	70.2	582	3.4	22	0.1	2,261	13.2	17,072	100
目標 (H34年)	2,211.5	13.0	6.5	0.0	11,977	70.2	585	3.4	24	0.1	2,268	13.3	17,072	100
増減	-8	-	0	-	-4	-	3	-	2	-	7	-	0	-

**イ 農用地区域の設定方針**

**(7) 現況農用地についての農用地区域の設定方針**

本地域の現況農用地 2,219.5ha のうち、a 集团的に存在する農用地、b 土地改良事業またはこれに準ずる事業の施工にかかる区域内にある土地、c それ以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地に該当する農用地 2,108.8ha について、農用地区域を設定する方針である。

ただし、c の土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

**(a) 集落区域内に介在する農用地**

- ・塩山地区 103集落 21.3ha
- ・勝沼地区 53集落 43.8ha
- ・大和地区 9集落 21.3ha

**(b) 自然な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地**

(傾斜度または日照時間等からみて劣悪な条件下にある農用地)

- ・塩山地区 5.3ha
- ・勝沼地区 1.6ha
- ・大和地区 17.4ha

**(c) 中心集落の整備に伴って拡張の対象となる農用地**

該当なし

**(イ) 土地改良施設の用に供される土地についての農用地区域の設定方針**

該当なし。

**(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針**

本地域にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在または隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの約 6.5ha の農業用施設用地について、農用地区域を設定する方針である。



農業用施設の名称	位置(地域名等)	面積(m <sup>2</sup> )	農業用施設の種類
上塩後果実組合選果場	塩山	115.00	選果場
上塩後果実組合選果場	塩山	103.93	選果場
上塩後果実組合選果場	塩山	117.84	選果場
上塩後果実組合選果場	塩山	186.70	選果場
下萩原果実組合選果場	塩山	382.28	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	塩山	118.90	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	塩山	910.14	選果場
下塩後果実組合選果場	塩山	294.43	選果場
下塩後果実組合選果場	塩山	14.56	選果場
下塩後果実組合選果場	塩山	277.20	選果場
中牛奥共選選果場	奥野田	281.36	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	141.25	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	1,155.04	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	301.78	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	610.00	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	830.00	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	29.91	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	796.00	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	541.00	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	796.00	選果場
フルーツ山梨農業協同組合農機具格納庫	奥野田	142.00	農機具格納庫
フルーツ山梨農業協同組合農機具格納庫	奥野田	564.24	農機具格納庫
向山蘭園育苗施設	奥野田	1,197.00	育苗施設
向山蘭園育苗施設	奥野田	446.00	育苗施設
向山蘭園育苗施設	奥野田	1,323.00	育苗施設
向山蘭園育苗施設	奥野田	756.00	育苗施設
向山蘭園育苗施設	奥野田	20.00	育苗施設
丸奥西部果実組合選果場	奥野田	341.52	選果場
丸奥西部果実組合選果場	奥野田	310.25	選果場
東方農事組合選果場	松里	177.45	選果場
藤木総合組合選果場	松里	372.91	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	松里	1,177.39	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	松里	625.17	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	松里	408.00	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	松里	137.00	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	松里	62.25	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	松里	43.99	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	松里	903.84	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	松里	1,048.39	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	神金	1,806.44	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	神金	90.14	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	神金	169.26	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	神金	201.59	選果場
フルーツ山梨農業協同組合農機具倉庫	神金	303.10	農機具格納庫
萩原養豚組合たい肥舎	神金	1,099.00	たい肥舎
向山蘭園育苗施設	神金	3,569.00	育苗施設
ミンカワイントン豚舎	神金	1,239.00	養豚施設

農業用施設の名称	位置(地域名等)	面積(㎡)	農業用施設の種類
ミソカワイントン豚舎	神金	2,087.00	養豚施設
ミソカワイントン豚舎	神金	1,106.00	養豚施設
フルーツ山梨農業協同組合選果場	大藤	1,947.68	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	大藤	104.36	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	大藤	38.91	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	大藤	1,296.85	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	大藤	2,564.33	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	大藤	56.04	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	大藤	2,189.93	選果場
丸宮共選所選果場	大藤	593.77	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	玉宮	1,748.82	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	玉宮	233.00	選果場
98WINE`sワイナリー施設	玉宮	410.00	醸造用施設
98WINE`sワイナリー施設	玉宮	208.00	醸造用施設
98WINE`sワイナリー施設	玉宮	196.00	醸造用施設
98WINE`sワイナリー施設	玉宮	158.00	醸造用施設
98WINE`sワイナリー施設	玉宮	230.00	醸造用施設
フルーツ山梨農業協同組合選果場	勝沼	5,720.27	選果場
フルーツ山梨農業協同組合果樹棚	勝沼	1,095.00	果樹棚
フルーツ山梨農業協同組合果樹棚	勝沼	1,514.00	果樹棚
フルーツ山梨農業協同組合選果場	祝	770.26	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	祝	119.95	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	祝	206.67	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	祝	856.17	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	祝	700.91	選果場
フルーツ山梨農業協同組合定置配管施設	祝	66.00	定置配管施設
フルーツ山梨農業協同組合定置配管施設	祝	467.00	定置配管施設
佐藤観光農園施設	祝	819.00	観光農園
佐藤観光農園施設	祝	678.00	観光農園
赤坂果実出荷組合選果場	東雲	49.00	選果場
東雲第二果実組合選果場	東雲	102.00	選果場
第一果実出荷組合選果場	東雲	148.26	選果場
フルーツ山梨農業協同組合たい肥舎	東雲	1,441.00	たい肥舎
フルーツ山梨農業協同組合たい肥舎	東雲	250.00	たい肥舎
丸小果実出荷組合選果場	東雲	1,028.14	選果場
丸東果実出荷組合選果場	東雲	115.83	選果場
横落果実出荷組合選果場	東雲	658.56	選果場
にここ農園直売所	東雲	708.00	直売所
にここ農園直売所	東雲	172.00	直売所
フルーツ山梨農業協同組合選果場	菱山	3,329.23	選果場
共和地区出荷組合選果場	共和	159.91	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	共和	1,807.29	選果場
合計		64,688.39	

(I) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし。

## (2) 農業上の土地利用の方向

### ア 農用地等利用の方針

本地域の農用地面積は、都市的土地利用の増加、農業の担い手の高齢化による農用地の遊休化等によって減少傾向にあるが、全国有数の果樹地帯の維持・発展に向けて、より生産性の高い農業を目指し、果樹の産地化・ブランド化の推進、生産基盤整備の推進、農用地の集約化などにより優良農用地の確保に努めていくこととし、各地域における農用地等利用の方針を次のとおりとする。

塩山地域においては、公共施設や商店、住宅等が集積する市街地があり、主要道路を中心に今後も発展すると見込まれているため、都市的整備と優良農用地の確保を調整しつつ、計画的な土地利用を図るとともに、傾斜の緩やかな樹園地が集团的に形成されている地域においては、ぶどう、もも、おうとう、かき等の果樹振興を一層図ることで、担い手の確保と併せて農道、水路、ほ場整備などの基盤整備を促進し、優良農用地の確保を図る。

勝沼地域においては、中心部や幹線道路沿線等、市街化の進む地域においては、秩序ある土地利用を図り、農用地の集団性を確保できるよう努めるとともに、傾斜の緩やかな樹園地が集团的に形成されている地域においては、ぶどうやもも等の果樹振興を一層図ることで、担い手の確保と併せて農道、水路、ほ場整備などの基盤整備を促進し、優良農用地の確保を図る。特にぶどうについては、生食用と醸造専用種を柱に、高品質生産や団地化を図りながら、省力化技術の普及を進めて生産性の向上を図る。

大和地域においては、これまで培ってきたぶどう、もも、すもも等の果樹を中心とした農業生産の維持発展を図り、さらに産地直売等の新しい農業経営を進めるとともに、農道、水路、ほ場整備等基盤整備を促進し、農用地の確保を図る。急傾斜な小規模農用地や高齢農業者による経営等、厳しい条件下においても、省力化技術や高付加価値品種等の導入により、農業生産の維持継続に努めることで国土の保全等の多面的機能の確保を図り、耕作放棄地の抑制に努めるとともに、標高差を活用したそば・山菜・きのこ等を組み合わせた複合経営を進めることで農用地の有効利用を図る。

単位:ha

	地域番号	地域名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等
			現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
塩山	A-1	塩山	221	221	0	0	0	0	0	0	0	0.3	0.3	0.0	221	221	0	0
	A-2	奥野田	143	143	0	0	0	0	0	0	0	1.1	1.1	0.0	144	144	0	0
	A-3	松里	263	263	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.5	0.0	264	264	0	0
	A-4	神金	197	197	0	0	0	0	0	0	0	1.2	1.2	0.0	198	198	0	0
	A-5	大藤	189	189	0	0	0	0	0	0	0	0.9	0.9	0.0	190	190	0	0
	A-6	玉宮	187	187	0	0	0	0	0	0	0	0.3	0.3	0.0	188	188	0	0
	小計		1,200	1,200	0	0	0	0	0	0	0	4.2	4.2	0.0	1,204	1,204	0	0
勝沼	B-1	勝沼	208	208	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.8	0.0	209	209	0	0
	B-2	祝	214	214	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.5	0.0	215	215	0	0
	B-3	東雲	224	224	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.5	0.0	225	225	0	0
	B-4	菱山	189	189	0	0	0	0	0	0	0	0.3	0.3	0.0	190	190	0	0
	小計		836	836	0	0	0	0	0	0	0	2.1	2.1	0.0	838	838	0	0
大和	C		73	73	0	0	0	0	0	0	0.2	0.2	0.0	73	73	0	0	
計			2,109	2,109	0	0	0	0	0	0	6.5	6.5	0.0	2,115	2,115	0	0	

(注) 地域・地区別の値と合計値は、小数点以下の処理のため、一致しない場合がある。

## イ 用途区分の構想

本市の農用地は、その大半が樹園地であり、ぶどう、もも、すもも、おうとう、かき等の果樹栽培が行われている。ぶどうやもも等では露地栽培と組み合わせた施設栽培も普及している。今後も果樹栽培を中心とした樹園地としての利用を図る。

普通畑については、塩山地区等で各種野菜が栽培されているが、自家消費が多く含まれる。今後はいちごやトマト及び花き類の施設栽培等、付加価値の高い作物を中心に、生産拡大を図ると同時に、地産地消として多品目少量生産の栽培体系によって、畑地の効率的な利用を進める。

その他、田については、塩山地区にわずかにあるものの、勝沼地区及び大和地区には無い。採草放牧地や混牧林地についても、本市には無い。

農業用施設用地については、選果場及び温室等として利用されている用地があり、地域農業の生産・流通に大きく貢献しており、今後はより効率的な活用を図りつつ継続的に農業用施設用地として利用する。

### (7) 塩山地区

#### a 塩山地域

塩山地区の中心部に位置し、JR 中央本線の塩山駅、甲州市役所本庁、商店街が展開する都市計画区域内の用途地域に隣接した地域である。

地域内を南北に走る塩の山・西広門田線、地区の西側を南北に走る市道、及び東側に同じく南北に走る国道 411 号バイパス、東西に走る市道下塩後 22 号線などの主要道路の整備が進み、居住地及び商業地が農用地区域に広がりつつある。

今後も、秩序ある土地利用を前提に優良農用地の確保を図るとともに、観光農業の支援を本地域と奥野田地域を一体的に位置づけながら推進し、果樹栽培を主体とした農用地利用を図る。また、花き栽培についても地域内で行われており、今後も果樹栽培とともに振興を図っていく。

#### b 奥野田地域

塩山地区の南部に位置し、地域内には国道 411 号等の幹線道路が整備され、商業地が形成されつつある。

北部の塩山地域境の市道下塩後 22 号線や国道 411 号バイパスの整備が進んだことにより、急速な市街化が予測されるため、都市的整備と優良農用地の確保のための規制と誘導を図りつつ、秩序ある計画的な土地利用を進める必要がある。

東部は、ぶどう・もも・おうとうの一大産地であることから、フルーツ山梨農業協同組合や商工会、観光連盟とも連携して産地や農産物の PR を行い、さらにフルーツラインとのアク

セス性を高める農道等の整備により、観光農業の推進を図る。

このような観光農業と連携しながら、都市と農村との交流を図り、地域の活性化を進めていくなかで、優良農用地の保全を図る。

### c 松里地域

塩山地区の西部に位置する南北に長い地域である。南部には県営住宅、北部には市営定住促進住宅がある。また北部にはフルーツラインが開通しており、それに接して平成15年には塩山ふれあいの森総合公園が完成した。三日市場・小屋敷区域では農村地域工業等導入促進法（平成29年の法改正により「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に名称変更）により企業を誘致して、定住化と雇用の拡大を図ってきた。

また、雁坂トンネルの開通及び西関東連絡道路の一部供用開始により、北関東四県からの観光客が増え、それに伴って新たに観光農業を導入する農家が増えつつある。また、伝統的な特産物である加工用かき（ころ柿）の生産も盛んに行われ、古い民家の軒先に吊されたころ柿の景観は、甲州を代表する晩秋の風物詩ともなっていることから、観光資源としても十分な魅力を備えている。

当地域は神社仏閣等文化財が比較的密集しており、今後、観光と連携した新しい形態の農業を模索し、またころ柿の輸出等の販路開拓へ向けたアグリビジネス推進などの取り組みにより、優良農用地の有効利用を図る。

### d 神金地域

塩山地区の北東部に位置し、三方を山に囲まれた山間傾斜地である。地域の中心部を重川が流れ、東側を県道塩山停車場大菩薩嶺線、西側を国道411号線が走り、集落はこの2本の道路沿いに広がっている。

なだらかな農用地では、主としてすもも、もも等の果樹が栽培されている。また、養豚農家が存在している地域でもある。

しかし、他の地域にもみられるように担い手の高齢化が進むなかで、近年、耕作放棄地が目立つようになってきている。そのような中で、「甲州市交流保養センター・大菩薩の湯」が平成9年にオープンし、温泉施設と併設して地元農作物の直売所や、農村と都市住民との交流を深めるための広場を設けて、農業の振興と農村の活性化を推進してきた。

さらに近年は、ワインメーカーが参入し、ほ場整備の実施による大規模な醸造用ぶどうの生産地確保や高冷地を利用した花き栽培の導入により、果樹とあわせた複合経営も行われるようになってきている。

今後も果樹生産を主体とし、畜産業と有機的な連携をした農業を推進していくとともに、高冷地を生かした野菜栽培等の農地所有適格法人の誘致にも取り組み、耕作放棄地が多く存在している区域については、農業基盤整備促進事業を実施し再生活用を図るなど、優良農用

地の保全を図っていく。

#### e 大藤地域

塩山地域と神金地域の間に位置し、神金地域と同じく県道塩山停車場大菩薩嶺線と国道411号線に沿って集落が広がっている。

もも、すもも等の果樹栽培が中心で、特にももの生産量は塩山地区の出荷量のうち約35%を占めている。ももの生産拡大には地域全体で取り組み、いち早く“光センサー”による共選を導入し品質の向上を図るとともに、「大藤のもも」というブランドの確立に努めてきた。

地域南部の山すそに広がる急傾斜地では中山間地域総合整備事業による「ほ場整備」を平成10年度から行い、平成13年度末に完成し、「らくらく農園」として集落営農が行われている。また、平成20年度には畑地帯総合整備事業によるほ場整備を行い、「第2らくらく農園」として規模の拡大を行った。地域の中心部から奥野田地域方面にかけては樹園地農道が走っており、さらにそれと並行する形で平成13年度から工事が進められてきたフルーツラインが平成20年度に完成し、整備されたほ場において、利便性が高まる道路網を活用して観光農業の導入を進める。

今後も、経営体等育成基盤整備事業を活用し農用地の団地化等を積極的に進め、優良農用地の保全を図っていく。

#### f 玉宮地域

塩山地区の北部に位置し、地区のなかでは最も急傾斜の地帯である。地域の中心を県道平沢千野線が走り、集落はこの道路沿いに広がっている。南部と北部の標高差は200m～300mくらいあり、南部は主としてももやぶどう、北部はすもも等が栽培されている。

ここ数年は、有害鳥獣による被害が多発していたが、猟友会の協力により駆除が行われ、さらに、県の中山間地域総合整備事業等により、有害獣防止施設の設置工事も行われてきた。

また、近年では、ワインメーカーが新規参入し、農業用施設用地として設備の建設を行い、地域での醸造用ぶどう栽培に取り組んでいる。

今後は、適地適作の観点から新品種の導入と栽培技術の確立等、地域にあった農業生産整備を推進するとともに、優良農用地の保全を図る。

### (4) 勝沼地区

#### a 勝沼地域

標高360m～430mまでの平坦地と標高500m付近までの東部山岳傾斜地帯からなり、古くからぶどうを基幹作物とする樹園地帯が形成されてきた。なかでも田草川南に広がる区域を中心に団地化した農用地でぶどう栽培が行なわれており、ハウス栽培も盛んである。見渡すか

ぎりのぶどう畑は、ぶどう発祥の地と言われる勝沼ならではの景観を形成している。

さらに、旧国道 20 号線を中心に観光農園が多く設置されており、今後ともこれら観光拠点とも連携を図りながら、高収益農業を推進していく。

勝沼地区の中心であるため住宅地の需要も多いが、集团的農用地の確保を行い、秩序ある土地利用を図る。

#### **b 祝地域**

標高 370m の平坦地と、標高 400～490m の扇状地からなる農用地は勝沼地域とともに古くからぶどうを基幹作物とする果樹地帯として産地が形成されてきた。一戸当たり経営規模は勝沼地区では最も小さい。

日川と国道 20 号に挟まれた平坦な地域と国道 20 号より南側の扇状地に集团的な農用地が広がり、ぶどうを中心とした栽培が行われている。特に標高の高い中央道の南側については、醸造専用種の栽培を今後とも推進していく。

#### **c 東雲地域**

標高 350～400m の平坦地からなる農用地は、ももやぶどうを主体とする果樹地帯として産地形成がなされてきた。経営規模は勝沼地区では比較的大きい。

鬢櫛川の北側の塩山地域に接するあたりに集团的な農用地が広がり、主としてぶどうが栽培されている。また鬢櫛川と重川の合流点の南側で田草川に挟まれた区域にも集团的な農用地が広がり、ももを中心とした栽培がなされている。

重川の西側は山梨市に接するため宅地需要が高く、県住宅供給公社が分譲した「四季の里・勝沼」を中心に新住民が増加している。

また、国道 411 号は拡幅工事が進められており、幹線道路としての重要性や利便性が一層大きくなるため、観光、商業地、住宅地としての土地需要が増加すると考えられ、国道 411 号付近の重川沿いは、西関東連絡道路等の建設に伴うアクセス道の整備を進めていく。これらの非農業的土地利用と優良農用地の確保との調整を十分図りながら、果樹農業の振興を図っていく。

#### **d 菱山地域**

標高 450～650m の北西部への傾斜地帯からなる農用地はぶどうを主体とする樹園地帯として産地形成がなされてきた。勝沼地域に接する南部には集团的な農用地が広がり、ぶどう栽培が行われている。また、集落内の農用地では花卉栽培も行われている。

地域内には JR 勝沼ぶどう郷駅や「ぶどうの丘」があり都市からの来訪者が多いため、観光客を対象としたぶどう農業の振興を図るとともに、当地域の丘陵地は眺望に恵まれているので、果樹園や里山など自然景観の維持・形成を図り、良好な景観を守り活かし、育てる取



り組みを推進する。

また、農業従事者の高齢化による離農、担い手不足等による耕作放棄地の発生を抑制するため、経営安定に資する県営畑地帯総合整備事業によるほ場整備を計画的に実施する。

#### (ウ) 大和地区

当地区は旧大和村をエリアとし、地区の中心を貫流する日川に沿った平坦地に農用地と集落が散在するが、地区の大半は急傾斜の山岳地帯である。農用地は標高 450～1,100m の間に点在する。

地区の西部から中心部にかけて、ぶどう・もも・すももを主体とする果樹栽培が行われている。今後、生産性の向上及び作業効率を高めるため、農道整備や集出荷施設の統合を行うとともに、もぎとり園や農作業体験を取り入れた観光農業等の農業経営を促進し、農用地の有効活用を図る。

地区の南西部から東部にかけては急傾斜地の山村地帯で、生産者の高齢化と後継者不足が特に著しく農用地のかい廃が進行している。このため標高差を活用したそば・山菜・きのこ等を組み合わせた複合経営を進めることで農用地の有効利用を図る。

また、田野にある子供たちの豊かな人間性を育むための施設である「甲斐の国大和自然学校」では、豊かな自然環境の下で多様な体験活動や地域との交流プログラムを提供しており、農・林業体験（野菜収穫体験・林業体験）や自然体験・文化活動（ハイキング・トレッキング・溪流遊びなど）等を行っている。今後これらの取り組みを一層進展させることで、耕作放棄地の活用や地区の農業振興につなげていく。

### ウ 特別な用途区分の構想

#### (7) 塩山地区

該当なし。

#### (4) 勝沼地区

該当なし。

#### (ウ) 大和地区

該当なし。

## 2. 農用地利用計画

別記の通りとする。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市ではこれまで、農業の安定的発展のために欠かせない優良農用地の確保とこれを最大限に有効に活用するため、農道、水路、畑地かんがい施設の整備を進めてきた。特に、地域内の基幹道路であるフルーツラインの整備に伴い、中央道勝沼インターチェンジからのアクセスも向上し、勝沼地区のぶどうに加え、塩山地区のもも、すもも、おうとう等も含めた、観光農業が一体的に行える環境整備を図っている。また、中萩原の「らくらく農園」や、玉宮、東雲、勝沼地域等の一部では既存果樹園の再整備による取り組みも行ってきた。

今後ともこれらの整備を図るとともに、既存の農道や農業水利施設の補修・維持管理によって長寿命化によるライフサイクルコストの低減を図ることやほ場の簡易整形、交換分合等地域の実態に即した手法も併せて用いて、これらの農業生産基盤を有効に活用することによって農業生産の効率化を目指す。

さらに、果樹産地の体質強化を図るとともに、果樹産地を維持・発展させるため、産地としての将来構想や整備計画を策定し、その実現に向けた樹園地の基盤整備と併せて果樹経営支援対策等を活用し、品目、品種転換、施設化等の支援を行うとともに、既存産地の再編整備を進めるやまなし果樹産地施設等整備事業に取り組む。

なお、生産基盤整備にあたっては、生態系や自然環境、あるいは美しい農村景観に配慮した施工方法の採用等に努める。

また、中萩原の「らくらく農園」のような優良事例を評価し、他地域でも同様な既存果樹園の再整備や農業生産組織の育成強化等に取り組む。

#### (1) 塩山地区

##### ア 塩山地域

塩山地域では、千野・下萩原区域において畑地かんがい施設・樹園地農道等各種事業を実施してきたことを踏まえて、さくらんぼ狩り等の観光農業を促進する。また他の区域は宅地との混住化を防止しつつ、周辺地域との有機的連携を一層深めるため、生活に密着した集落道、生産に直結する農道・水路等の整備を積極的に進める。

##### イ 奥野田地域

奥野田地域は、市道上於曾 81 号線（塩山バイパス）によって二分され、沿線では宅地化が進行している。さらに、国道 411 号線バイパスの拡幅工事により、ますます宅地化の需要が高まると見込まれている。このため、農用地の交換分合制度等により農用地の集団化を図

るとともに、牛奥・西野原区域は、農村地域活性化農道整備事業及び畑地帯総合整備事業により整備を行った農道の有効利用を図るとともに、フルーツラインとの連携を視野に入れ、より一層の農業生産基盤整備を図る。

### **ウ 松里地域**

松里地域は、小屋敷・藤木・下柚木区域にかけて、かき・もも・ぶどうの一大果樹地帯であり、フルーツラインやそれに接続する樹園地農道も整備されている。さらに平成10年度に、山梨と埼玉を結ぶ雁坂トンネル及び西関東連絡道路の一部が供用開始されたことにともない、地域農業の活性化を図るため観光農園等を推進するとともに、農道等の農業生産基盤の整備を進める。

### **エ 神金地域**

神金地域の基幹作物は、すももやもも等の果樹であるが、畜産や花き栽培等も行われており、経営が多岐に渡る地域である。農道・耕作面積ともに狭く機械化等が難しい地域であるため、生産者の高齢化と後継者不足により農用地の荒廃も進んでいる。

今後は、経営体等育成基盤整備事業等により農用地の集積を図り、農業経営の安定と耕畜連携による循環型農業を推進する。

### **オ 大藤地域**

大藤地域は、ももを主体とした果樹生産地帯であるが、急傾斜で狭小な農用地が多く、近年、高齢化等に伴う不安定経営や耕作放棄地が増加している。そのような状況に対する危機感から、中萩原では「らくらく農園推進委員会」により、耕作放棄地を含めた既存果樹園の再整備に取り組んでいる。整備後は省力化・低コスト化が図られ、作業受託や農用地の流動化も進み、県内では既存果樹園の再整備のモデル地区となっている。

今後は、経営体等育成基盤整備事業を活用した、らくらく農園の更なる規模の拡大や新たな生産組織の育成強化を図るとともに、優良品種の導入、優良農用地の確保等、新しい産地作りを推進し農業の活性化を図る。

### **カ 玉宮地域**

玉宮地域は、塩山地区で最も高地に位置した山間傾斜地帯である。南部は主としてももやぶどう、北部はすもも等が栽培されているが、北部の傾斜地帯は後継者不足により農用地のかい廃が進んでいる。今後は、適地適作の観点から新品種の導入と栽培技術の確立等、地域にあった農業生産整備を推進する。また、集団的・組織的な生産体制の整備を進め、担い手農業者や新規就農者が働きやすい環境の整備を図るとともに、農地への通作や共選所への運搬等の営農条件の改善を進める。

## (2) 勝沼地区

### ア 勝沼地域

勝沼地域は、平坦地と東部傾斜地からなり、古くからぶどうの樹園地帯が形成され、団地化した農用地が存在する。今後も基幹産業のぶどうの振興に努め、農用地の有効利用を図っていく。

本地域は勝沼地区の中心でもあり、今後とも宅地化の需要が高まると予想されるため、集团的農用地の確保に努めながら、国道 411 号沿いを拠点とした道路網の整備に伴う沿道型観光農業も推進し、総合的な基盤の整備を図る。

### イ 祝地域

祝地域は、勝沼地域とともに古くからぶどうを基幹作物とした果樹地帯を形成してきたところで、今後とも果樹の生産基盤の整備に努める。

一方で、中央道勝沼インターから国道 20 号を經由し勝沼地区にアクセスする玄関口としての機能を果たしている地域であり、観光直売施設の立地が今後とも予想される地域である。このため、観光農業と連動した果樹生産の持続的・継続的な発展をめざすとともに、景観の保全にも留意した生産基盤の整備を進める。

### ウ 東雲地域

東雲地域は山林がほとんどない平坦な地域で集团的な農用地が広がり、もともとぶどうを主体とする果樹地帯が形成されている。また、その地形的な特性から勝沼地区では比較的経営規模の大きな果樹地帯でもある。

しかし一方で山梨市の市街地と接しているため、住宅地としての開発が進んでいる。このため、非農業的土地利用との調整を十分図りながら、優良農用地の集团的な確保に努める。

また、幹線農道を中心に農道等の農業生産基盤整備を行い、生産効率を向上させるとともに、ワイナリーや観光農園巡り等の観光農業と連携した農道等の整備を進めていく。

### エ 菱山地域

菱山地域は、ぶどうを主体とする果樹地帯で、集团的な農用地が広がっている。

一方、地域には JR 勝沼ぶどう郷駅があり、また「ぶどうの丘」が立地しているため観光客が多い。このため、地域内の基幹道路であるフルーツラインの整備に伴い、その沿線や「ぶどうの丘」を拠点とした観光農業を推進する。

また、後継者が多い地域なので、農道等の農業生産基盤の整備を進め、経営耕地の集団化を図るとともに担い手の育成を図る。

### **(3) 大和地区**

本地区は、大半が急傾斜の山岳地帯である。地区の西部から中心部にかけては国道 20 号及び JR 中央本線が走り、南面傾斜を利用した農用地にはぶどう・もも・すももを主体とした果樹栽培が行われている。今後は農道整備及び用排水路の整備を行うとともに、立地を活かした観光農業の振興を図る。

一方、地区南西部から東部の急傾斜山間地帯では、その特性を活かした山菜等の、特産物の振興や観光資源と結びつけた農業経営を推進するため、農道等の農業生産基盤整備を推進する。

## 2 農業生産基盤整備開発計画

地区	事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
	工事名		受益地区	受益面積ha		
塩山	県営畑地帯総合整備事業 (担い手支援型)	農道 L=290m	日下部 (上井尻)	5	1	H24~H30
		水路 L=290m				
	経営体等育成基盤整備事業	ほ場 2.8ha	大藤	2.8	2	H29~H32
	経営体等育成基盤整備事業	ほ場 5ha	神金	5	3	H30~H34
勝沼	県営畑地帯総合整備事業 (担い手支援型)	ほ場 7.1ha	日川右岸	161	4	H20~H29
		農道 L=7,266m				
		排水路L=1,443m				
	県営畑地帯総合整備事業 (担い手支援型)	ほ場 31ha	山	120	5	H22~H31
		農道 L=5,556m				
		排水路L=2,493m				
県営畑地帯総合整備事業 (担い手支援型)	ほ場 31.9ha	菱山	156	6	H26~H34	
	農道 L=7,930m					
	水路 L=1,430m					

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

## 4 他事業との関連

該当なし。

### 第3 農用地の保全計画

#### 1 農用地等の保全の方向

本地域の農用地は大半が樹園地であり、ぶどうやももをはじめとする果樹を中心に栽培している。

果樹栽培は、稲作等とは異なり、作業の機械化や作業委託は適していないことから、農業者の高齢化等に伴う労働力不足は、管理不十分な農用地や耕作放棄地の発生につながってしまうことが多い。

耕作放棄地や管理不十分な農用地は、農用地としての機能が低下するとともに、防災や環境保全の面からも、当該農用地だけでなく、周辺の営農環境にも悪影響を及ぼすこととなる。

優良農用地の保全・確保のため、本地域の農業を担う農業者の規模拡大、農用地の利用集積に応え、積極的に基盤整備を進める。

耕作放棄地発生の抑制や農用地の防災保全のためには、特に山際の急傾斜地等において、今後、ため池の改修事業や農用地の防災保全のための施設整備を行い、あわせて農道の整備等地域の実態に即した手法によって農用地の機能回復を図り、農業委員会を中心とした農用地のあっせん活動や農地中間管理機構等の活用によって、これらの農用地を地域農業の担い手へ集積することで、農用地の保全に努める。

野生鳥獣による農作物の被害を防ぐために、被害状況を的確に把握したうえで、電気柵や防護柵等の効果的な鳥獣害防止対策を推進する。

また、高齢化や混住化等によって、農用地・農業用水等の資源の適切な安全管理が困難になっているなか、これらが有する多面的機能を維持・発揮することが求められていることから、地域ぐるみでの効果の高い共同活動や営農活動を支援する中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、農地・農業用水等の資源の適切な安全管理を図る。

#### 2 農用地等保全整備計画

地区	事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
	工事名		受益地区	受益面積		
塩山	ため池等整備事業 (用排水施設整備等)	土砂崩壊防止施設	西野原	14.7	①	H26～H30
塩山	県単土地改良事業 鳥獣害防除事業	鳥獣害防除防護柵	牛奥	40.0	②	H29～H30
大和	県単土地改良事業 鳥獣害防除事業	鳥獣害防除電気防護柵	田野	未定	③	H30
塩山	農村災害対策整備事業	土砂崩壊防止施設	牛奥	5.9	④	H30～H34
塩山	農村災害対策整備事業	土砂崩壊防止施設	下菟原	5.4	⑤	H30～H34

### 3 農用地等の保全のための活動

#### (1) 耕作放棄地解消・再生に向けた支援

耕作放棄地については、荒廃農地の発生、解消状況に関する調査によって把握し、再生利用が可能な農地については荒廃農地等利活用促進交付金等を活用し耕作放棄地解消と再生に向けた支援を行う。

#### (2) 農用地利用集積のための利用調整

農用地の利用集積にあたっては、農業委員及び農地利用最適化推進委員が中心となり、農地流動化奨励補助金制度のPR、貸し借りにおける権利移動等の調整、または企業等への農地利用調整について取り組むとともに、平成26年度から新設された農地中間管理機構との連携を深め、地域の農地集積の促進に努める。

集落の農地利用調整については、集落営農の組織化及び効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用集積の推進に資するものであり、集落の合意に基づいた円滑な農用地の集積を図るため、人・農地プランの作成を行い、話し合いの機会づくりを進め、地域・集落内の農地利用の再編成を進めていく。

企業等への農地利用調整については、耕作放棄地の解消及び発生の防止等を図り、地域の農用地の効率的な利用の確保に資するものであり、農地中間管理事業の積極的な活用等により、企業等の農業への円滑な参入の促進を支援する。

また、市内には多数のワイナリーが存在するため、醸造専用ぶどうの栽培を目的とした生産基盤を強化し、耕作放棄地の発生の防止とワイン産業の振興を図る。

#### (3) 耕作放棄地の有効活用を図るための取り組み

耕作放棄地の活用にあたっては、すでに「らくらく農業推進委員会」による、耕作放棄地の解消と既存果樹園の再整備による、ももの育苗ほ場の整備を目的とした取り組みの実績がある。機械も入らない急傾斜地の棚田を高齢者でも無理なく作業できる果樹農園に生まれ変わらせた。整備後は省力化、低コスト化が図られ、作業受託や農用地の流動化が進み、県内では既存果樹園の再整備モデル地区となっている。

今後も「らくらく農園」の取り組みをモデルとしつつ、農用地の集団化、農用地の防災保全、機能低下防止のための条件整備を行い、農用地の有効活用、農作業の合理化・効率化及び農村景観の保全に努める。

また、耕作放棄地を市民農園や体験農園として活用することについては、すでに「甲斐の国大和自然学校」において、子供たちの豊かな人間性を育むことを目的として、豊かな自然環境のもとで、多様な体験活動や地域との交流プログラムを提供しており、その一環として、周辺の農用地を活用した農業体験プログラムもある。今後はこれらの取り組みを一層進展させるこ



とで、耕作放棄地の活用にもつなげていく。

その他にも、6次産業化を視野に入れた「甘草」を有効活用することによる耕作放棄地解消の取り組みや、市民農園・体験農園として活用する農園とその附帯施設の整備を進め、多様な耕作者が農用地の保全・活用に参加できるよう努める。

#### **(4) 野生鳥獣による被害を軽減するための支援**

野生鳥獣による被害の深刻化・広域化により、農業者の生産意欲の減退や耕作放棄地の増加に繋がっている。このため、電気柵や防護柵の計画的な整備や、鳥獣害防止のための資機材購入に対する助成などの支援を行い、被害防止を図る。

#### **(5) 集落協定に基づく農用地保全活動に対する支援**

山間部や傾斜地の農業生産に不利な地域を対象に中山間地域等直接支払制度の活用によって、耕作放棄地の発生を防止し、将来にわたって持続的な農業生産活動を可能とするよう、農用地の保全管理に努める。

#### **(6) 地域共同で行う多面的機能を支える活動や地域資源の質的向上を図る活動の支援**

農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るためには、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要であるが、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となってきている。

このため、多面的機能支払交付金の活用により、地域ぐるみで農地・農業用水等の資源の保全管理を行う取組を支援しており、地域においてこれらの施設の基礎的な保全管理活動及び農村環境の保全のための活動等を効率的かつ継続的に行っている。

今後さらに、地域共同による農地・農業用水等の基礎的な保全管理活動に加え、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等を行う取組に対して支援する。

## **4 森林の整備その他林業の振興との関連**

該当なし。

## 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1 農業経営の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本地域は果樹の一大産地として、さらにはワイン醸造業を基盤とした産業振興が図られてきた。その他、立地条件に合わせた果樹、野菜、畜産、花き、きのこ等を組み合わせた複合経営や観光農業が展開されている。

しかしながら近年、農業従事者の高齢化や農業後継者の他産業への流出により農業の担い手不足は深刻さを増しており、中山間地域の条件不利地を中心に、耕作放棄地の増加が目立ってきている。今後遊休化のおそれがある農用地を含めて、農業上の利用を図る農用地とそれ以外の農用地とに区分し、農業上の利用を図る農用地については認定農業者等へ利用権の集積を図る等、積極的に耕作放棄地の発生防止及び解消に努める。

農業の担い手を確保するためにも、農業が魅力ある産業として発展するため、基本的農業経営の目標として、地域における他産業に従事するものの生涯所得を勘案して、年間農業所得550万円（1個別経営体）、年間総労働時間1,800時間（主たる農業従事者1人）の水準の実現をめざし、効率的かつ安定的な経営体の育成を図る。

この目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に甲州市及び近隣市で展開している優良事例を踏まえつつ、甲州市における主要な営農類型を示すと、ぶどうやももをはじめとして、これにすもも、おうとう、かき等を複合的に選択し、露地、ハウス等の作型を組み合わせることで、農作業とリスクを分散して経営の効率化と安定化を図ることを基本とする。

それぞれの営農類型内容は以下の通りである。

指標番号	経営形態	営農類型	経営規模 (a)	作物構成 (a)	戸数	流動化目標 面積 (h a)	備考
1	個別経営体	ぶどう専作①	90	ハウス 30 露地 60	46	41.4	
2		ぶどう専作②	110	露地 110	94	103.4	
3		もも専作①	130	ハウス 20 露地 110	22	28.6	
4		もも専作②	150	露地 150	44	66	
5		おうとう+もも+ぶどう	130	露地 130 (観光露地含む)	25	32.5	

指標番号	経営形態	営農類型	経営規模 (a)	作物構成 (a)	戸数	流動化目標 面積 (h a)	備考	
6	個別経営体	もも+ぶどう	130	ハウス 20 露地 110	104	135.2	ハウスはもも	
7		もも+すもも	140	ハウス 20 露地 120	32	44.8	ハウスはもも	
8		ぶどう+すもも	90	露地 90	32	28.8		
9		もも+ぶどう+加工柿	140	露地 140	52	72.8		
10		もも+ぶどう+いちご	70	露地 60 促成 10	10	7	促成はいちご	
11		トマト	70	ハウス 70	5	3.5	構成内訳：半促成 35a、抑制35a	
12		野菜	305	カボチャ 10 カリフラワー 20 リーフレタス 60 キュウリ 15 タマネギ 10 ピーマン 10 タマネギ 10 トマト 15 ナス 15 ニンジン 10 パレシヨ 50 ブロッコリー 60 ホウレンソウ 20	8	24.4		
13		花き (鉢花)	26	フェレノプシス 26	1	0.26	構成内訳：大輪 20a、中輪2a、小 輪4a	
14		花き (鉢花)	60	シクラメン 10 トコナツナデシコ 20 ベルフラワー 15 シーマニア 15	1	0.6		
15		花き (鉢花)	35	スランエリカ 5 ルグリア 10 ピオラ 10 クランベリー 10	1	0.35		
16		花き (切り花)	40	ハラ 40	1	0.4		
17		畜産 (養豚)	母豚150頭	養豚 (一貫)	1	—		
合計			合計			479	590.01	

## (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

これらの目標を達成するため、将来の農業を担う若い農業経営者の意向、経営環境等、またその他の経営に関する基本条件を考慮して、農業者または農業に関係する各種団体が地域の農業振興を図るために行う自主的な努力を支援し、意欲と能力のあるものが積極的に農業経営の

発展を目指すことができるよう、農地中間管理事業その他の措置を総合的に実施する。特に農業経営基盤強化促進法にもとづく認定農業者制度については、本制度を経営者の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会等の支援による認定農業者への農用地利用集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって関係機関、関係団体に協力を求めつつ、制度の積極的な活用を図るものとする。

このような基本方針のもと、以下の方向で誘導する。

#### **ア 指導体制の充実と担い手経営体の明確化**

峡東農務事務所、果樹試験場、畜産酪農技術センター、家畜保健衛生所、総合農業技術センター及び農業協同組合、甲州市地域再生協議会等との十分な連携のもと、濃密な指導を行うための体制を編成することにより、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にしていく。

また、優良経営体を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して、上記の指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって農業経営の発展を目指し、それぞれの農業経営改善計画の作成と相互の連携が図れるよう指導する。さらに、農地所有適格法人、NPO 法人及び企業等の農業参入への指導を強化し、経営の多角化を目指す経営能力に優れた大規模経営体の育成を図る。

#### **イ 農用地利用集積の促進**

農業経営の改善による経営体の育成を図るため、土地の有効利用を図ることが重要であることから、人・農地プランを活用するとともに農業委員及び農地利用最適化推進委員を核とし、農地中間管理機構や農地利用集積円滑化団体であるフルーツ山梨農業協同組合との連携をとり、規模拡大を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農用地の利用集積を促進する。

このような農用地貸借による経営規模拡大とあわせて、集約的な経営の展開を推進するために、県関係機関の指導のもとに、既存施設園芸の作型や優良品種の導入による高収益化を図る。

#### **ウ 生産組織の育成**

果樹栽培における管理作業の受託や、農作業の共同化を進めることによって、地域の営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図る。

また、農業生産工程管理（GAP）の認証取得の支援や、富士の国やまなしの逸品農産物認証制度の出荷認証団体の確保を図る。

#### **エ 小規模農家等の役割**

小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等については、認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営との間で補助労働力の提供などの役割分担により、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域農業が全体として発展するよう、理解と協力を求める。

## 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

市農業委員会、峡東農務事務所、農地中間管理機構、フルーツ山梨農業協同組合等の関係団体と連携し、認定農業者もしくは組織経営体、また今後認定を受けようとする農業者もしくは生産組織等を対象に、以下の方策のもとに農用地の利用集積を進め、その規模拡大を支援する。

### (1) 広報活動

市広報誌、ホームページ及び農地中間管理事業などのリーフレット等により、事業内容の周知徹底を図る。

### (2) 農地中間管理事業

農地中間管理機構と連携し、認定農業者を中心とした農業経営の規模拡大、農用地の集団化などを旨とする農業者への農地の集積に対する支援を行い、地域の担い手農業者や集落営農組織等の育成に努める。

### (3) 農業経営基盤強化促進事業

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想により、農業委員会とフルーツ山梨農業協同組合（農地利用集積円滑化団体）において調整を図りながら、農業従事者の育成や確保を促進する事業を実施して、農用地の利用改善を計画的に進める。

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

## 第5 農業近代化施設の整備の方向

### 1 農業近代化施設の整備の方向

本市農業の中心であるぶどう・もも・すもも等の果樹や野菜・花き類を核とした農業振興を図るため、生産・加工・流過程における農業施設の近代化を進める。

このため、既存のCATVを活用した正確な気象情報・病虫害防除等の農業技術情報を提供するシステムの更なる充実を図り、消費者の食の安全性・環境保全型農業への関心の高まりに対応するための、集荷・共選・出荷施設等の整備を進める。

フルーツ山梨農業協同組合では、効率的な共選体制の構築をめざし、光センサー選別機やオンラインシステムなどの高機能な設備に加えて、携帯用非破壊型透過式糖度測定器の導入を図る。また、生産においては品質向上と経営安定を考慮して施設栽培の維持を図るとともに、異常気象に配慮した雨よけ施設の導入等を推進している。

流通・販売においては、戦略的な販売ルートづくりをめざし、経済成長著しいアジア諸国への輸出の拡大、インターネットの普及や電子取引の拡大のもとでのバーチャルショップや、顔の見える安全・安心の農産物生産・販売の社会的ニーズの拡大を踏まえて、地産地消の推進やGAP（農業生産工程管理）の普及、トレーサビリティ導入の推進を図る。

さらに、加工、飲食、観光ビジネスと連携することで、農産物生産を起点としたブランド力を高めつつ、付加価値の高いアグリビジネスの創出をめざす。

市の情報発信については、既存の市HPの更新を図りながらリンクを広げる等魅力を高め、ブランド力強化の一助とする。

また、国内農産物の需要拡大と地産地消の推進を図っていくため、農産物直売所（ファーマーズマーケット）や農産物加工施設の整備を推進するとともに、学校給食等への地元農産物の提供・食育の推進を図るとともに、今後は輸出への取り組みに対応した流通・販売システムの導入を進める。

#### （1） 塩山地区

ももについては、本地区内に選果場が5か所あったが、玉宮は、平成24年度から大藤へ統合して4か所になり、松里は平成22年度に光センサーを更新する等老朽化に伴う設備の更新を行った。今後も効率的な共選体制の構築のため、光センサー選別機や最新のオンラインシステム等、高機能設備を導入して、出荷の効率化や大口の注文にも対応できる取引の有利性の発揮をめざす。

また、「ころ柿」の主産地である松里地域においては、労働時間や人件費の削除による収益向上を目的とした干し柿乾燥機を導入し、地域特産品の振興と地域生産組織の育成強化を図る。

#### （2） 勝沼地区

平成26年3月に東雲支所共選所及び直売所が整備され、糖度、着色、形状を同時に測定できる透過式光センサー選果機を導入し、共選体制の改善と生産者の経営安定や輸出促進による収益

性の向上が図られている。

今後は、携帯用透過式非破壊糖度測定器の導入による高品質果実の生産や輸出販売の拡大に向けた貯蔵体制の整備を図っていく。

また、ワイン醸造産業の一層の育成を図るため、より高品質で消費者ニーズに対応できるワイン加工施設、ワイン貯蔵施設などの整備に対する支援を進める。

さらに、県内外の消費者を広く受け入れるために、ぶどうやもも等の加工体験や、耕作放棄地への肉用牛等の放牧の活用により、動物とのふれあいや食育セミナー開催などができる施設を観光果樹園とあわせて整備する。

### (3) 大和地区

本地区ではぶどう、もも、すもも等の果樹の農業振興を進めるにあたって、より高品質かつ効率的な生産から流通までの体制づくりが課題となっている。

本地区においては、ももは箱選、ぶどうは統一共選を行っているが、今後は、勝沼地区の共選場との統合による、より効率的な出荷体制を整えていく。

## 2 農業近代化施設整備計画

地区	施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
			受益地区	受益面積	受益戸数			
塩山・勝沼	携帯用透過式非破壊糖度計測器	4台	塩山・勝沼	20.4ha	2,300名	フルーツ山梨農業協同組合	1	
塩山	干柿乾燥機	5台	松里地区	0.86ha	5名	松里地区枯露柿部会	2	

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市の基幹産業である果樹を中心とした農業の持続的発展を図るためには、経営感覚の優れた担い手の確保・育成が欠かせない。その中心的な担い手である認定農業者を人・農地プランに位置付け、将来の市農業を担うべき新規就農者の育成・確保に努める。そのため、山梨県就農支援センター、農地中間管理機構、甲州市地域農業再生協議会、フルーツ山梨農業協同組合等の関係機関と連携し、新規就農支援体制の充実・強化を図りながら、幅広く人材の掘り起こしを進める。

新規就農の形態として、Iターン、Uターン者による就農や「定年帰農」と言われる退職者の就農があるが、その他にも早期退職や転職先としての就農等様々なケースがある。あらゆる新規就農に対応すべく、人・農地プランを活用する中で第二の人生と活躍の場として本地域での就農を誘導していく。

また、女性農業者についても、従来の経営主である夫の手伝いから、自らが経営主となって活躍したり、女性単身で新規に就農する等、農業の担い手としての役割が大きくなっており、女性農業者たちの活動支援や掘り起こしが、担い手確保にとっても重要となっている。

本市では、平成18年12月に、「空き家情報バンク制度」を設け、市内に定住を希望する人たちへの情報提供を始めた。この制度を活用して、本地域への新規就農希望者に対して積極的に情報提供していく。

また、将来の担い手確保のためには、子供達に農業体験の機会を多く提供する等、農業をより身近なものとし、魅力ある将来の職業として選択してもらえるような働きかけにも努めていく。

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし。

### 3 農業を担うべき者のための支援活動

#### (1) 認定農業者の確保育成

甲州市地域農業再生協議会と連携し、認定農業者制度のPRと経営改善計画の策定支援により認定農業者の確保育成を図る。また、終期を迎える認定農業者に対して、再認定の促進を図る。

#### (2) 農業技術・知識の習得への支援

甲州市就農定着支援制度推進事業を利用したアグリマスターによる技術取得支援や就農希望者や新規就農者を対象とした県関係機関、フルーツ山梨農業協同組合が主催する技術研修会等への



積極的参加の呼びかけを行う。

### **(3) 就農準備等に必要な資金手当の支援**

就農希望者には、農業次世代人材投資資金や農地流動化奨励補助金等の補助制度、就農支援資金等の農業制度資金の利活用をPRし、その就農を支援する。

### **(4) 生産基盤となる農地の円滑な権利取得等に対する支援**

農地取得によって規模を拡大しようとする認定農業者に対しては、農業委員会、県農業振興公社、フルーツ山梨農業協同組合等と連携しながら、農地のあっせん等を行う。

### **(5) 就農や経営向上のため必要な各種の情報提供体制への支援**

農地情報や技術・気象情報、市況情報等、農業生産・経営に関する情報の収集・提供の支援を行うとともに、経営能力の向上を支援するために農業簿記学習会を行う。

### **(6) 将来の担い手の確保等の観点からの農業教育の推進**

農業に関する知識や関心を深めるために、峡東農務事務所や市教育委員会とも連携をとりながら、体験学習の機会を設ける等農業教育の推進を図る。

## **4 森林の整備その他林業振興との関連**

該当なし。

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本地域の農業は、もも、ぶどう、すもも、おうとう等の果樹を主体とし、これらの果樹専作をはじめ、花きや野菜を組み合わせた複合経営を含め、効率的かつ安定的な農業経営を目指している。一方で、経営耕地面積の小規模な農家も多いことから、自給的農家と兼業農家を合わせると、総農家の約6割を占めており、農業経営の維持、継続のために、農業従事者が他産業からの収入にも頼っている。

兼業農家では、日雇いや臨時雇いも少なくない等、不安定な就業と収入を強いられている場合もある。農業従事者の生活の安定化と農業の継続のためにも、他産業において安定的な就業による収入の確保を促進することが重要である。

農業に関連した他産業としてこれまでも、ワインの醸造やぶどう狩り等の観光農業を展開してきた。今後はおうとう、いちご等を含めて多様な観光農業をより推進し、農産物加工についても多チャンネル化を図り、さらに、飲食、宿泊、多様なサービス業と、農業を軸とした多様な観光産業を展開し、農業従事者の安定的な就業の促進を図る。

また、農業関連以外においても、市の都市機能の発展を図り、サービス業や商業を中心に、新たな産業分野においても、市内での恒常的勤務や自営兼業による安定的な就業を促進し、出稼ぎの解消や日雇い・臨時雇いの不安定な就業の改善を図る。

表 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

単位:人

区分		従業地								
I	II	市内			市外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	鉱業	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	建設業	177	25	202	44	6	50	221	31	252
	製造業	229	96	325	57	24	81	286	120	406
	電気・ガス・熱供給・水道業	14	2	16	3	0	3	17	2	19
	情報通信業	21	8	29	5	2	7	26	10	36
	運輸業	87	14	101	22	3	25	109	17	126
	卸売・小売業	186	173	359	46	43	89	232	216	448
	金融・保険業	26	22	48	6	6	12	32	28	60
	不動産業	12	6	18	3	2	5	15	8	23
	飲食店, 宿泊業	51	76	127	13	19	32	64	95	159
	医療, 福祉	64	182	246	16	45	61	80	227	307
	教育, 学習支援業	46	58	104	12	15	27	58	73	131
	複合サービス事業	19	17	36	5	4	9	24	21	45
	サービス業	153	92	245	38	23	61	191	115	306
	公務	66	22	88	16	6	22	82	28	110
その他	97	82	179	24	21	45	121	103	224	
計		1,249	875	2,124	310	219	529	1,559	1,094	2,653

※農業センサス、国勢調査をもとにした推計値

## 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業以外の産業に所得を依存する傾向が進むなかで、農業労働力の高齢化、農業後継者不足が進行している。このため認定農業者制度の活用や I ターン・U ターン者による新規就農者や定年退職後の帰農者を支援し、農業者が市内に定着できるよう、日本農業遺産認定を生かした農産物のブランド化の推進や、既存流通体制の一層の充実に加え、流通の国際化に向けた取り組みや 6 次産業化の推進など多面的な取り組みを行い、農業の持続的な発展を図る。

また、農村地域工業等導入促進法（平成 29 年の法改正により「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に名称変更）にもとづき誘致した、既存企業と連携を密にして積極的な雇用対策を行い、農業従事者が安心して就労できる場の確保に努める。

さらに、県、ハローワークとの連携を強化して雇用対策を推進するとともに、甲州市中小企業労務改善協議会の活動をさらに活発にして、市内で働く勤労者の労務福祉の向上、労務管理の改善を目指す。

## 3 農業従事者就業促進施設

該当なし。

## 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目的

本市は市街化の進んだ都市計画区域用途地域を除くとそのほとんどが農村地区であり、生産と生活の場が混然となっている。このような中で生活環境の向上を図るためには、優良農用地の確保と営農環境の向上と併せて、農業生産基盤整備と一体となった公園等生活環境の整備等が必要である。

安全性に関しては、大規模地震や風水害等の災害に強い安全で安心なまちづくりを進めるため、消防団の活性化や常備消防・救急体制による地域防災力の一層の強化を図るとともに、自主防災組織の充実・強化など地域防災計画に基づく防災体制の充実を図る。そのほか、防犯に対しては防犯灯のLED化補助を継続的に実施し、道路交通についてはカーブミラーの整備や停止線の設置・修繕を進める。

保健性については、市内医療機関の診察内容の充実や医師会等との連携を促進し地域医療体制の充実を図る。

環境性については、循環型社会の形成を目指し、各家庭での3R運動を充実させ、ごみの減量化に向けたライフスタイルへの転換を進めるとともに、未整備地区のリサイクルステーションの設置推進を図る。

利便性においては、幹線道路や生活道路の整備を進め、広域的な道路網と地域内道路の双方において整備・改良を進めるとともに、公共交通機関については、「甲州市地域公共交通網形成計画」を踏まえ、市民バスやデマンドバス等の更なる利便性の向上を図る。その他情報通信基盤の整備を促進し、情報化社会への対応を図る。

快適性については、市民の憩いの場所である市内13都市公園の長寿命化やバリアフリーなど計画的な整備を推進し、快適な都市環境づくりや魅力ある市街地の形成を目指す。

文化性については、甲州市中央公民館、勝沼中央公民館、大和中央公民館、地区公民館、自治公民館、図書館などを生涯学習の拠点として、生涯の各期に応じた各種の教室・学級等を開催するとともに、学習情報の提供や広報・啓発活動を推進しているため、これらの施設の適切な維持管理を図り、豊かな生涯学習社会の実現に努める。

### 2 生活環境施設整備計画

該当なし。

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林面積は21,148haで、総面積の80.1%を占めている。森林の所有形態別でみると、公有林が9,773ha（46.2%）民有林が11,376ha（53.8%）を占めている。ヒノキ・カラマツを主とした人工林の面積は10,618haであり、人工林率は50.2%である。人工林の樹種構成はスギが218ha、ヒノキが3,926ha、アカマツが1,426ha、カラマツが4,319ha、その他729haでヒノキ・カラマツが全体の78%を占めている。齢級構成は8齢級以上の人工林が8,366haと人工林全体の約8割を占めている。

本市の森林は地域住民の生活に密着した里山林や林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯から、大径木の広葉樹が林立する天然生の樹林帯まで多種多様な森林で構成されていることと、急峻な地形が多いことが特徴である。林業生産活動が困難な、急峻な地形の森林においては、山地災害防止のため、林地保全を重視した森林整備を推進する必要がある。

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能の確保を図りつつ、森林施業の集約化及び作業路網の充実により人工林資源を積極的に活用するため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施及び健全な森林資源の維持造成を図るとともに、利用期を迎えた森林の間伐を中心とした整備と適正な管理のため、森林組合を核として施業の集約化を図り、計画的かつ効率的な施業を行うための路網の整備を推進する。

以上の整備を推進し里山の保全を行いながら、周辺の農用地の荒廃を防ぐ。

### 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし。

## 第9 付図

1. 土地利用計画図（付図第1号）
2. 農業生産基盤整備開発計画図（付図第2号）
3. 農用地等保全整備計画図（付図3号）
4. 農業近代化施設整備計画図（付図第4号）

### 別 記

#### (1) 農用地区域

##### ア. 現況農地等に係る農用地区域

次の表の「区域の範囲」欄に上げる区域内に含まれる土地のうち「含める農地」欄に揚げる土地を農用地区域とする。

##### イ. 現況森林、原野等に係る農用地区域

該当なし